

ひたちなか市地域防災計画（原子力災害対策計画編）における 主な修正事項について

1 茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）の修正を踏まえた規定の見直し

① 感染症対策を踏まえた規定の追加

- ➡ 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、さらなる感染症対策やプライバシー確保の観点から、避難所を確保する際の面積の目安として、1人当たり3平方メートル以上とすることや、感染症対策を考慮した避難所運営等を行うことが茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）に明確化されたため、規定を追加しようとするもの。

② 茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）の表現と整合を図るため、規定を整理しようとするもの。

2 国の防災基本計画の修正を踏まえた規定の見直し

① 防災業務関係者の放射線防護対策に関する規定の追加

- ➡ 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護に係る指標をあらかじめ定めておくことや、被ばく線量の管理、健康管理等に係る規定を追加しようとするもの。

② 防災基本計画の表現と整合を図るため、規定を整理しようとするもの。

3 その他記載の適正化

- 法人及び事業所の組織名称の変更等に伴い、規定を整理しようとするもの。